

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業要求水準書 新旧対照表

区 分	新	旧				
追加配付資料	追加資料 1 多目的交流広場の整備 追加資料 2 解体工事図面（配置図、断面図） 追加資料 3 解体工事後地盤測定図 追加資料 4 配送校の給食受渡し方法	<追加>				
1-4-(5)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">施設整備業務</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、<u>食缶等調達</u>を対象とする。</td> </tr> </table>	施設整備業務	本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、 <u>食缶等調達</u> を対象とする。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">施設整備業務</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、<u>食缶等調達</u>、<u>配送車調達</u>を対象とする。</td> </tr> </table>	施設整備業務	本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、 <u>食缶等調達</u> 、 <u>配送車調達</u> を対象とする。
施設整備業務	本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、 <u>食缶等調達</u> を対象とする。					
施設整備業務	本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、 <u>食缶等調達</u> 、 <u>配送車調達</u> を対象とする。					
1-4-(7) -イ-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 21 年 3 月 30 日条例第 31 号） 	<追加>				
4-2-(5)	<p>ア 市は、事業期間終了時に次の点を点検する。市の検査により不適合と認められた場合は、事業者の責により速やかに対応すること。なお、本件施設の機能及び性能を満足している場合に限り、経年による劣化等は対応の対象としないものとする。</p>	<p>ア 市は、事業期間終了後に次の点を点検する。市の検査により不適合と認められた場合は、事業者の責により速やかに対応すること。なお、本件施設の機能及び性能を満足している場合に限り、経年による劣化等は対応の対象としないものとする。</p>				
4-2	<p>(8) 消耗品の調達</p> <p>維持管理業務の実施に必要な消耗品等は、管球、ヒューズ等の設備・備品等に係る消耗品、各種清掃用具を含み、<u>市専用エリア及び食育エリア</u>で使用する部分も含めて、全て事業者の調達とする。</p>	<p>(8) 消耗品の調達</p> <p>維持管理業務の実施に必要な消耗品等は、管球、ヒューズ等の設備・備品等に係る消耗品、各種清掃用具を含み、<u>市事務室等市職員が</u>使用する部分も含めて、全て事業者の調達とする。</p>				
4-4-(8) -ウ	<p>(カ) 機械警備で導入するシステムは、感知センサー・監視カメラを施設内の要所（正面エントランス、通用口、<u>給食エリア</u>出入口他）に設置し、不審者の侵入を監視する他、自動火災報知設備と連動し、火災発生を監視できるものとする。</p>	<p>(カ) 機械警備で導入するシステムは、感知センサー・監視カメラを施設内の要所（正面エントランス、通用口、<u>厨房</u>エリア出入口他）に設置し、不審者の侵入を監視する他、自動火災報知設備と連動し、火災発生を監視できるものとする。</p>				

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業要求水準書 新旧対照表

区分	新			旧		
5-4-(1) -ア-(7)	項目	食品	納品・検収時間	項目	食品	納品・検収時間
	週2回程度納品	米	適宜	週2回程度納品	米	適宜
6-2	前々日又は前日納品	野菜、豆腐、液卵(チルド)、肉、その他一般物資(冷凍食品、練り製品、肉加工品、乾物、缶詰等)	11:00~15:00	前日納品	野菜、豆腐、液卵(チルド)	13:00~15:00
	前日又は当日納品	肉、その他一般物資(冷凍食品、練り製品、肉加工品、乾物、缶詰等)		前日又は当日納品	肉、その他一般物資(冷凍食品、練り製品、肉加工品、乾物、缶詰等)	(前日) 13:00~15:00 (当日) 5:00~7:00
6-2	区分	室名	概要及び要求事項	区分	室名	概要及び要求事項
	給食エリア(作業区域)			給食エリア(作業区域)		
	汚染作業区域	肉・魚・卵下処理室	c <u>調理室又は上処理室</u> とはパススルーとすること。	汚染作業区域	肉・魚・卵下処理室	c <u>調理室</u> とはパススルーとすること。
		野菜下処理室	c <u>調理室又は上処理室</u> とはパススルーとすること。		野菜下処理室	c <u>調理室</u> とはパススルーとすること。
		食油庫	c <u>納品業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置すること。</u>		食油庫	c <u>納品・回収業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置すること。</u>
	区分	室名	概要及び要求事項	区分	室名	概要及び要求事項
	給食エリア(作業区域)			給食エリア(作業区域)		
	非汚染作業区域	上処理室	f 切裁後の食品に金属異物がないことを確認する <u>金属探知機(2.0mm程度)</u> を設置すること。	非汚染作業区域	上処理室	f 切裁後の食品に金属異物がないことを確認する <u>金属探知機</u> を設置すること。
		和え物室	a <u>和え物の調理、配食</u> を行う室とする。		和え物室	a <u>和え物の調理、冷却、配食</u> を行う室とする。
		炊飯室	d 炊飯後の米飯に金属異物がないことを確認する <u>金属探知機(2.0mm程度)</u> を設置すること。		炊飯室	d 炊飯後の米飯に金属異物がないことを確認する <u>金属探知機</u> を設置すること。

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業要求水準書 新旧対照表

区分	新			旧		
	区分	室名	概要及び要求事項	区分	室名	概要及び要求事項
	一般エリア			一般エリア		
	市専用エリア	市職員用事務室(執務室、更衣室)	b 執務室及び更衣室により構成すること。	市専用エリア	市職員用事務室(執務室、更衣室)	b 執務室及び更衣室(男女別)により構成すること。
	共用エリア			共用エリア		
	区分	室名	概要及び要求事項	区分	室名	概要及び要求事項
	一般エリア			一般エリア		
	共用エリア	市職員・一般市民玄関	a 市職員及び事業者の事務職員、外来者が利用する出入口とする。 なお、外来者とは食育エリア等を利用する一般市民を想定している。 b 給食センター閉場時に外来者のための専用玄関を設けることも可とする。 c 給食センター閉場時は、電気錠等の機械警備を基本とすること。その際、外来者の入室管理・鍵管理ができるようなシステム等を導入すること。	共用エリア	市職員・一般市民玄関	a 市職員及び事業者の事務職員、外来者が利用する出入口とする。 なお、外来者とは食育エリアを利用する一般市民を想定している。 b 給食センター閉場時に食育エリアを利用する一般市民のための専用玄関を設けることも可とする。 c 給食センター閉場時は、電気錠等の機械警備を基本とすること。その際、食育エリア利用者の入室管理・鍵管理ができるようなシステム等を導入すること。
		共用トイレ	a 主に外来者、市職員、事業者の事務職員及び配送員が利用するトイレとする。なお、配送員専用のトイレを設置することは可とする。 b 食育エリア付近に男女別に設置すること。		共用トイレ	a 主に外来者、見学者、食育エリアの利用者、市職員、事業者の事務職員及び配送員が利用するトイレとする。なお、配送員専用のトイレを設置することは可とする。 b 食育エリアの利用者が利用できるような食育エリア付近に設置すること。

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業要求水準書 新旧対照表

区分	新		旧			
		<p><u>c</u> バリアフリーに配慮し、段差のない床、手摺等を設けること。</p> <p><u>d</u> 温水洗浄便座及び暖房便座とすること。</p> <p><u>e</u> 手洗い設備及び洗浄消毒薬設備等は、手を直接触れずに操作できる設備とすること。</p>		<p><u>c</u> 男女別に設置すること。</p> <p><u>d</u> バリアフリーに配慮し、段差のない床、手摺等を設けること。</p> <p><u>e</u> 温水洗浄便座及び暖房便座とすること。</p> <p><u>f</u> 手洗い設備及び洗浄消毒薬設備等は、手を直接触れずに操作できる設備とすること。</p>		
	区分	室名	概要及び要求事項	区分	室名	概要及び要求事項
	附帯施設	ごみ置き場	<u>e</u> ごみ収集車の停車位置や運搬動線に配慮して設けること。	附帯施設	ごみ置き場	<u>e</u> ごみ収集車の停車位置や運搬動線に配慮して、廃棄物保管スペースを設けること。
		駐車場	<p><u>e</u> 夜間等に利用制限を行うことを想定し、タイマー制御可能なゲート装置を出入口に整備すること。</p> <p><u>f</u> 車や人がゲート装置に接触しないように、その周囲に注意を促す表示を行うこと。</p>		駐車場	<追加>
6-3-2-エ	(ロ) <u>エリアごとに</u> 、清掃用具入れを設置すること。		(ロ) <u>エリア内の諸室ごとに</u> 、清掃用具入れを設置すること。			
8-3-1)	イ 土地の使用料 (年額)		イ 土地の使用料 (年額)			
	<p>【算定方法】</p> <p>$\frac{①土地の評価額 \times ②使用面積 \times ③使用時間に係る係数 \times ④使用日数}{365} \times 4/100 \times 110/100$</p>		<p>【算定方法】</p> <p>$\frac{①土地の評価額 \times ②使用面積 \times ③使用時間に係る係数 \times ④使用日数}{365} \times 4/100 \times 110/100$</p>			

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業要求水準書 新旧対照表

区 分	新	旧
8-5-(1)	<p>ア 価格評価</p> <p>価格の審査を行う際、「入札額」から自主事業実施に伴う「目的外使用料等の納付提案額」※を差し引いた額を入札額と同等とみなし評価を行うこととする。</p> <p>なお、事業者の提案により、上記3による算定額を上回る金額を「目的外使用料等の納付提案額」として提案することも可能とする。</p> <p>※上記3により算定した維持管理・運営期間中の自主事業実施に伴う使用料・貸付料の総額</p>	<p>ア <u>価格評価市の基本構想や基本計画に基づく施策との関連性など事業の目的・方針に係る内容を評価する。</u></p> <p>価格の審査を行う際、「入札額」から自主事業実施に伴う「目的外使用料等の納付提案額」※を差し引いた額を入札額と同等とみなし評価を行うこととする。</p> <p>なお、事業者の提案により、上記3による算定額を上回る金額を「目的外使用料等の納付提案額」として提案することも可能とする。</p> <p>※上記3により算定した維持管理・運営期間中の自主事業実施に伴う使用料・貸付料の総額</p>